省　令

○総務省令第二十一号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三条の四第七項（同法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第三条の四第五項及び第六項の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

総務大臣　片山　善博

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　法第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する同条第六項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の公表については、毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第三週の期間に放送した放送番組を教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組及びその他の放送番組（通信販売番組（視聴者に商品又はサービスの内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従つて当該商品又はサービスを販売することを目的とする放送番組をいう。以下同じ。）その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいう。以下同じ。）の区分に分類し、当該各六箇月の期間が経過した後速やかに行うものとする。

5　前項の公表をする場合においては、その他の放送番組は、通信販売番組とそれ以外のものとに細分するものとする。

第一条の三第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、法第三条の四第七項（法第四十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により読み替えて適用する法第三条の四第六項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の公表は、インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法により行うものとする。

第一条の四第一項中「第三条の四第五項」の下に「（法第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第三号」の下に「（法第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「第三条の四第五項の」を「第三条の四第五項（法第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」に改め、同項第一号及び第二号中「事項」を「事項の報告」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第三条の四第七項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の報告については、毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における各月の第三週の期間に放送した放送番組を教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組及びその他の放送番組の区分に分類し、当該各六箇月の期間が経過した直後の審議機関の開催時に行わなければならない。ただし、報告の準備に時間を要する場合その他のやむを得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に行うことができる。

第一条の四に次の一項を加える。

4　前項第三号の報告をする場合においては、その他の放送番組は、通信販売番組とそれ以外のものとに細分するものとする。

附　則

1　この省令は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

2　この省令の施行後最初に行う放送法第三条の四第七項（同法第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する同法第三条の四第五項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の報告並びに同条第六項の規定による放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間の公表については、第一条の三第四項及び第一条の四第三項第三号中「毎年四月から各六箇月の期間ごとに、当該期間における」とあるのは「平成二十三年七月から同年九月までにおける」と、「当該各六箇月の期間」とあるのは「当該三箇月の期間」とする。

○総務省令第二十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

総務大臣　片山　善博

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の次に「地域活性化交付金」を、「沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金」の次に「沖縄北部活性化特別振興事業費補助金」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十二年度に取得した財産からこれを適用する。

○国土交通省令第十七号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十条第一項の規定に基づき、船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令

船舶料理士に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第四号ロ」を「第三号ロ」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第四条第一項第一号中「住民票」を「住民票の写し」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二条第四号イ」を「第二条第三号イ」に改め、同号を同項第二号とする。

第七条、第八条、第九条、第十八条、第二十条及び第二十三条中「第二条第四号イ」を「第二条第三号イ」に改める。

第一号様式中「第２条第４号ロ」を「第２条第３号ロ」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第三号及び第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第四号並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号ハの規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号キ中「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の二」に改める。

第二条第八号中「第六号」の下に「、第六号の二」を、「第百九十八条の四」の下に「、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）」を、「第百五十六条の三」の下に「、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七」を、「第百五十六条の四十に係る部分に限る。）」の下に「、第百九十八条の六第十一号の四」を加え、「並びに第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五第一項及び第四項」に改め、「第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）」の下に「及び第百五十六条の五の五第三項」を、「第三十一条第一項」の下に「、第五十七条の十四」を、「第百五十六条の十三に係る部分に限る。）」の下に「、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三十三号中「第二十九条第一号」の下に「（第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）」を加え、「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改める。